

両立支援等助成金

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給されます。

◀◀ A/介護休業 ▶▶

		助成金	生産要件を満たした場合
A	休業取得時	28.5万円	36万円
	職場復帰	28.5万円	36万円

休暇取得時

- 介護休業の取得、職場復帰について、プランにより支援旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。
- プランに基づき、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が**合計5日(所定労働日)以上**の介護休業を取得すること。



※職場復帰時は、休業取得時を受給していない場合申請不可

職場復帰時

※休業取得時と同一の対象介護休業取得者であるとともに、休業取得時の要件かつ以下を満たすことが必要です。

- 「休業取得時」の受給対象である労働者に対し、介護休業終了前にその上司又は人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

◀◀ B/介護両立支援制度 ▶▶

	助成金	生産要件を満たした場合
B	28.5万円	36万円

- 介護両立支援制度の利用について、プランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。
- プランに基づき業務体制の検討を行い、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者が**合計20日以上**利用し、支給申請に係る期間の制度利用終了後から申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

所定外労働の制限制度

時差出勤制度

深夜業の制限制度

短時間勤務制度

介護のための在宅勤務制度

法を上回る介護休暇制度

介護のためのフレックスタイム制度

介護サービス費用補助制度

◀◀ C/新型コロナウイルス感染症対応特例 ▶▶

	5日以上10日未満	10日以上
C	28.5万円	36万円

- 介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)について、所定労働日を前提として**20日以上取得できる制度**及びその他就業と介護の両立に資する制度を設け、あらかじめ労働者に周知すること。
- 対象労働者が介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)を**合計5日休暇取得日以上取得**すること。
- 対象労働者をから申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。



A・B・Cとも1事業主
1年度5人まで支給
中小企業事業主
のみ対象